

忠岡町橋梁長寿命化修繕計画



令和 3 年 12 月 策定

令和 8 年 6 月 (一部改訂)

忠 岡 町

1 対象施設

対象施設は、下記施設一覧表に記載しているとおり、忠岡町が管理する2m以上の橋梁10橋を対象としています。

忠岡町 施設一覧表

No	橋梁名	フリガナ	路線	架設年	橋長 (m)	幅員 (m)	種別	所在地
1	楯並橋	タテナミ	泉大津岸和田線	1993	132.00	8.50	PC橋	泉北郡忠岡町 忠岡北1丁目1577番地先
2	中板橋	ナカイタ	北板線	1993	54.60	9.00	PC橋	泉北郡忠岡町 北出3丁目99番地先の2
3	高板橋	タカイタ	高月15号線	1971	45.42	7.50	PC橋	泉北郡忠岡町 高月南3丁目296番地の2先
4	泉大津岸和田線1号橋	イミナシタノサトウ	泉大津岸和田線	不明	2.17	5.37	RC橋	泉北郡忠岡町 忠岡北2丁目876番地の8先
5	忠岡43号線1号橋	タテナミ43	忠岡43号線	1979	5.11	4.82	RC橋	泉北郡忠岡町 忠岡北3丁目939番地の1先
6	吉井線1号橋	ヨシイ	吉井線	不明	2.31	5.17	RC橋	泉北郡忠岡町 馬瀬1丁目248番地の10先
7	忠岡岸和田線1号橋	タテナミ	忠岡岸和田線	1987	6.70	11.80	PC橋	泉北郡忠岡町 忠岡中3丁目979番地の3先
8	東12号線1号橋	ヒガシ12	東12号線	1988	2.00	7.39	RC橋	泉北郡忠岡町 忠岡東3丁目433番地の1先
9	東12号線2号橋	ヒガシ12	東12号線	1988	2.00	4.76	RC橋	泉北郡忠岡町 忠岡東3丁目433番地の4先
10	忠岡88号線1号橋	タテナミ88	忠岡88号線	1987	3.93	4.40	RC橋	泉北郡忠岡町 忠岡中3丁目981番地の3先

対象施設は5年に一度の近接目視による点検・診断が義務付けられており、道路橋定期点検要領（平成31年2月 国土交通省 道路局）により、点検結果を判定区分Ⅰ～Ⅳに分類しています。各判定区分の基本的な考え方は以下のとおりです。

- Ⅰ（健全）：監視や対策を行う必要のない状態。
- Ⅱ（予防保全段階）：状況に応じて、監視や対策を行うことが望ましい状態。
- Ⅲ（早期措置段階）：早期に監視や対策を行う必要がある状態。
- Ⅳ（緊急措置段階）：緊急に対策を行う必要がある状態。

2 計画期間

当該個別施設計画の計画期間は5年間としています。
ただし、忠岡町橋梁定期点検の結果を反映するため、計画の見直しを行うことがあります。

3 対策の優先順位の考え方

現在、修繕工事を実施しないと危険が生じるような橋梁は有しておりませんが、今後修繕を計画・実施する際は、平成24年度に策定した忠岡町橋梁長寿命化修繕計画に加え、橋梁定期点検の診断結果を個別施設計画の基礎データとし、立地条件や橋長、交差条件、利用状況、修繕にかかる費用等を総合的に考慮し、優先順位を決定します。優先順位は下記の3段階に分けて決定します。

A：最優先 B：優先 C：状況に応じて計画を見直す可能性がある

4 個別施設の状態等

策定時点の判定区分（健全度）は表-1 のとおりです。健全度の評価は、部材単位の健全性の診断を表-2 の判定区分により行います。部材単位の健全性の診断は、表-3 の評価単位ごとに行います。

表-1 判定区分毎の橋梁数※1

判定区分 I	判定区分 II	判定区分 III	判定区分 IV	合計
7橋	3橋	0橋	0橋	10橋
70.0%	30.0%	0.0%	0.0%	100.0%

表-2 部材単位の判定区分※2

区分		状態
判定区分 I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
判定区分 II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
判定区分 III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
判定区分 IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

表-3 判定の評価単位の標準※2

上部構造			下部構造	支承部	その他
主桁	横桁	床版			

※1 令和3年度から令和8年度までの定期点検結果の集計。（別紙対象施設一覧参照）

※2 道路橋定期点検要領（平成31年2月 国土交通省 道路局）より引用。

5 点検結果・次回以降点検時期及び補修予定

※ 過年度の点検実施年及び点検結果は以下のとおり。（判断区分は最新更新年度分を表示）

橋梁名称	R3	R4	R5	R6	R7	R8	判定区分
桶並橋				○			Ⅱ
中板橋				○			Ⅰ
高板橋		○					Ⅱ
泉大津岸和田線1号橋		○					Ⅱ
忠岡43号線1号橋		○					Ⅰ
吉井線1号橋		○					Ⅰ
東12号線1号橋		○					Ⅰ
東12号線2号橋		○					Ⅰ
忠岡岸和田線1号橋				○			Ⅰ
忠岡88号線1号橋				○			Ⅰ

※ 各橋梁の点検・補修予定は以下のとおり。【凡例：点検 ○・補修 ●】概算費用は1回当たり

橋梁名称	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	主な対策	概算費用 (百万円)
桶並橋			○	●				舗装段差修復等	3.7
中板橋			○						1.4
高板橋	○					○	●	断面修復等	3.0
泉大津岸和田線1号橋	○					○	●	舗装段差修復等	0.1
忠岡43号線1号橋	○					○			0.2
吉井線1号橋	○					○			0.1
東12号線1号橋	○					○			0.1
東12号線2号橋	○					○			0.1
忠岡岸和田線1号橋			○						0.3
忠岡88号線1号橋			○						0.1

6 老朽化対策における基本方針

本町が管理する橋梁で、構造物の損傷の危険がある橋梁がなかったため、補修工事を実施する予定はないが、「予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。（判断区分Ⅱ）」である橋梁については、今後の状況や優先度に応じて、集約化・撤去・補修等対応を検討し、積極的に新技術を採用することで、点検や修繕等の品質確保やコスト縮減に努めます。

7 新技術等の活用について

令和15年までに管理する10橋梁において画像解析やドローン等点検をはじめとする新技術の活用を検討するとともに、予防保全の観点から修繕工事等を実施することで、維持管理に係る費用を約1割程度縮減することを目標とします。

8 集約化・撤去について

令和15年までに、管理する10橋梁の内1橋程度について、地域の情勢や道路施設の利用状況の変化などに応じて維持管理を継続していくために、橋梁の集約化・撤去、機能縮小などについて検討し、管理費用を約30万円程度縮減することを目標とします。